

令和 5 年 3 月 13 日
京都大学複合原子力科学研究所

中央管理室の「機能移転、火災対応機器・放送設備の設置」に係る工事中における警報等の監視の代替措置について

現在の中央管理室（旧管理室）から新しい中央管理室（新管理室）への警報配線の切り替え工事は約 4 週間程度にわたり順次実施していく予定である。設工認における工事の方法に係る記載では、中央監視盤、火災感知器、火災受信機、放送設備については、「設置」、「配線」、「完了」の流れで工事を進めることとなっており、工事中一時的に監視等ができなくなる場合には、職員を配置するなどの代替措置(設工認申請書に記載)をとることとなっている。

また、上記工程の中での「配線」に当たる切り替え工事については、今後具体的な手順や日程を確定した上で順次実施し、各警報については工事が終了した時点(「完了」後)において使用前事業者検査により機能等を確認することとする。

使用前事業者検査実施後は、警報の代替措置として、新管理室で発報した警報については、仮設の一括警報装置によって旧管理室に転送し、常駐している職員が新管理室に移動し警報の種類を確認して適切な対応を行うこととする。また、記録計や指示計については現状と同様に日常点検（原則 2 回/日）を行うこととする。こうした運用により、設工認申請に記載された中央監視盤等の機能としての「警報を監視及びデータを指示・記録できること」は、工事中でも確保することができると考えている。

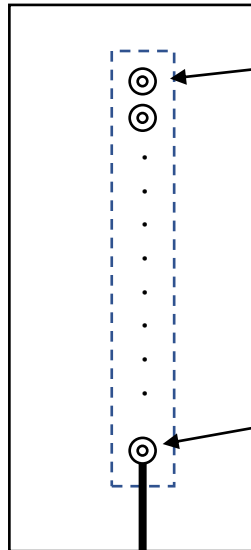
すべての切り替え工事が終了し旧管理室の機能が新管理室にすべて移設され、使用前事業者検査の合格証が交付され、原子力規制委員会より使用前確認証が交付された後、代替措置として設置していた仮設の一括警報装置を取り外し、それ以降は新管理室に常時職員が詰めて 24 時間体制で警報等の監視を行うこととする。

代替としての仮設の一括警報については、中央監視盤の予備接続端子を活用し、仮設のケーブルと一括警報器によって旧管理室で警報が発報するようにし、工事終了後にはケーブルと一括警報器を撤去するため、この代替措置が設工認に記載された中央監視盤の機能に影響を与えることはない。なお、仮設の一括警報器は停電時に非常電源から給電できる。

移設工事中の警報監視の代替措置

新中央管理室

監視盤(新)

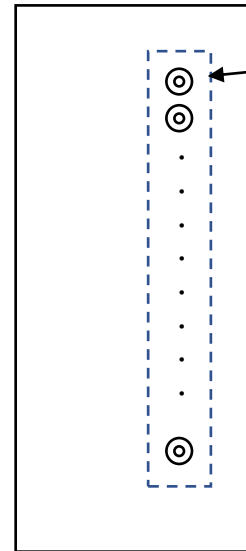


外部接続端子

予備接続端子
(一括警報端子)
※設工認対象外

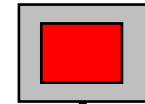
旧中央管理室

監視盤(旧)



外部接続端子

仮設の一括警報器



仮設ケーブル